

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年12月28日
【発行者の名称】	フローバル株式会社 (FLOBAL CORPORATION)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 勇
【本店の所在の場所】	大阪市西区西本町一丁目15番10号
【電話番号】	06-6536-2680
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 高瀬 博
【担当 J－A d v i s e r の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J－A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J－A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J－A d v i s e r の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp
【電話番号】	03-3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	フローバル株式会社 https://flobal.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J—A d v i s e rが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ—A d v i s e rを選任する必要があります。J—A d v i s e rの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第87期(中間)	第88期(中間)	第89期(中間)	第87期	第88期
会計期間	自 2021年4月1日 至 2021年9月30日	自 2022年4月1日 至 2022年9月30日	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
売上高 (千円)	2,645,209	3,122,077	3,228,660	5,392,662	6,284,650
経常利益 (千円)	122,171	71,527	153,531	185,350	203,800
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (千円)	80,308	44,233	98,924	254,965	60,142
中間包括利益または包括利益 (千円)	83,108	62,872	110,108	238,305	68,912
純資産額 (千円)	1,967,362	2,193,430	2,309,580	2,122,558	2,199,471
総資産額 (千円)	3,385,287	4,451,875	3,829,090	3,408,995	3,768,865
1株当たり純資産額 (円)	4,292.23	4,765.43	5,017.77	4,631.58	4,778.55
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	175.16	96.37	214.92	556.23	130.85
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	58.1	49.3	60.3	62.3	58.4
自己資本利益率 (%)	4.1	2.0	4.4	12.7	2.8
株価収益率 (倍)	—	41.51	—	7.19	30.57
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△271,400	△463,526	83,205	△425,614	△70,549
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	320,622	△112,984	△26,387	261,217	△102,094
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	27,023	933,661	△183,845	81,042	379,586
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	678,352	886,524	609,907	520,773	733,151
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	103 (40)	119 (59)	108 (68)	105 (58)	107 (60)

(注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第87期中間連結会計期間の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。また、第89期中間連結会計期間については、期中取引実績がないため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パート社員及び派遣社員)は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）が営む事業について重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2023年9月30日現在

従業員数（人）
108(68)

- （注） 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パート社員及び派遣社員）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（2）発行者の状況

2023年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
102(64)	41.3	8.6	4,984

- （注） 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パート社員及び派遣社員）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均年間給与には、契約社員、パート社員及び派遣社員の給与は含まれておりません。
4. 当社は、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（3）労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（2023年4月1日～2023年9月30日）における世界経済および日本経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限が徐々に緩和され社会経済活動の正常化の動きがみられました。一方、ウクライナ情勢の長期化、原材料費・原油価格の高騰や円安など不透明な状況が続きました。

当社グループの業績と相関性が高い工作機械分野におきましては、電機・精密機械、自動車向けを中心に低調に推移しましたが、半導体関連の設備投資需要が下支えになりました。

建設機械分野におきましては、日本・欧米の好調な需要に対し、中国の不動産市場の低迷による大幅な需要減少やASEAN等の需要減少を受け全体では減少傾向が見られました。

また、建設・住宅分野におきましても、資材価格高騰を受けた住宅価格の上昇等による住宅取得マインドの低下を受け、持家の減少基調が続いていることに加え、分譲・戸建も事業者の在庫調整が続いており、着工戸数が減少しております。

このような厳しい環境下、当社グループは、積極的な事業活動を継続し、収益の確保に取り組むために、6月にECサイト電材部品楽天市場店を上市、7月には設備マート平野店を新設いたしました。

これらの結果、当中間連結会計期間の経営成績は、売上高3,228,660千円（前年同期比3.4%増加）、営業利益150,363千円（前年同期比113.7%増加）、経常利益153,531千円（前年同期比114.6%増加）、親会社株主に帰属する中間純利益98,924千円（前年同期比123.6%増加）となりました。なお、当社グループは、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一グメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比べ、123,244千円減少し、609,907千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの概況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、83,205千円（前年同期は463,526千円の支出）の収入となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前中間純利益153,452千円、仕入債務の増加額57,425千円、前渡金の減少額31,875千円、賞与引当金の増加額17,462千円によるものであり、支出の主な内訳は、棚卸資産の増加額189,565千円、未払消費税等の減少額27,430千円、法人税等の支払額10,652千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、26,387千円（前年同期は112,984千円の支出）の支出となりました。支出の主な内訳は、有形固定資産の取得による支出14,323千円、差入保証金の差入による支出7,612千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、183,845千円（前年同期は933,661千円の収入）の支出となりました。支出の内訳は、短期借入金の純減少額180,000千円、リース債務の返済による支出3,845千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っておらず、また、受注は販売と概ね連動しているため、記載は省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります

区分	金額（千円）	前年同期比（％）
卸売販売事業	2,151,494	96.9
小売販売事業	915,329	116.5
海外販売事業	161,836	137.9
合計	3,228,660	103.4

- (注) 1. 当社グループは、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10以上の相手がないため記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2023年6月29日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<担当J-Adviserとの契約について>

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに2021年12月16日に上場いたしました。当社では、フィリップ証券(株)を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2020年9月29日にフィリップ証券(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

(1) J-Adviser契約解除に関する条項

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続もしくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の（a）又は（b）の場合の区分に従い、当該（a）又は（b）に規定する書面

（a）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（b）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は構成手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続もしくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aから

c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部もしくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受もしくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受もしくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再生計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再生計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a） 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再生計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（b） 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再生計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再生計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a） 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

（b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再生計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

（a） TOKYO PRO Market の上場株券等

（b） 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社もしくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式もしくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配者株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付

された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規定違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替期間における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは（株）東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認め

た場合。

(2) J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項

- ① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相
当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その
催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。ま
た、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しな
ければならない。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となりま
す。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。なお、詳細につきましては、「第6 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表【注記事項】 (中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産は、前連結会計年度末と比べ、24,156千円増加し、3,492,735千円となりました。主な要因は、商品の増加191,603千円、電子記録債権の増加29,527千円、現金及び預金の減少122,411千円であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産は、前連結会計年度末と比べ、36,068千円増加し、336,354千円となりました。主な要因は、建物及び構築物の増加12,047千円、投資有価証券の増加5,608千円、繰延税金資産の増加7,553千円であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債は、前連結会計年度末と比べ、59,251千円減少し、1,383,800千円となりました。主な要因は、支払手形及び買掛金の増加48,299千円、短期借入金の減少180,000千円、未払法人税等の増加55,337千円であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債は、前連結会計年度末と比べ、9,367千円増加し、135,710千円となりました。主な要因は、役員退職慰労引当金の増加5,641千円、資産除去債務の増加6,958千円であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末と比べ、110,108千円増加し、2,309,580千円となりました。主な要因は、親会社株主に帰属する中間純利益の計上による利益剰余金の増加98,924千円、繰延ヘッジ損益の増加3,934千円、為替換算調整勘定の増加3,781千円であります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

当社グループは、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしていません。

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、重要な設備として、新たに出店した設備マート平野店の店舗内装工事等に19,700千円の投資を実施しました。

事業所名 (所在地)	設備の内容	取得価額（千円）			従業員数 (人)
		建物及び構築物	工具器具備品	合計	
設備マート平野店 (大阪府大阪市平野区)	店舗	12,902	6,797	19,700	3 (9)

(注) 1. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2023年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2023年12月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,940,000	1,452,920	487,080	487,080	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	1,940,000	1,452,920	487,080	487,080	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年4月1日～ 2023年9月30日	—	487,080	—	90,000	—	—

(6)【大株主の状況】

2023年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
岡田 吉高	大阪府大阪市北区	245,680	53.38
岡田産業株式会社	大阪府大阪市福島区福島1-1-48	163,000	35.41
岡田 令奈	大阪府大阪市阿倍野区	25,000	5.43
フローバル従業員持株会	大阪府大阪市西区西本町1-15-10	22,000	4.78
齊藤 辰男	新潟県新潟市中央区	1,000	0.22
株式会社浅井	東京都大田区平和島5-8-23	1,000	0.22
合同会社NRC	埼玉県深谷市東方町1-8-11	1,000	0.22
柳澤 順	兵庫県西宮市	900	0.19
白 太成	大阪府大阪市城東区	600	0.13
株式会社三和金属工業	大阪府松原市三宅東3-2-40	100	0.02
計	—	460,280	100.00

(注) 1. 当社が保有する自己株式数26,800株につきましては、上記の表及び持分比率の計算より除いております。

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 26,800	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 460,200	4,602	—
単元未満株式	普通株式 80	—	—
発行済株式総数	487,080	—	—
総株主の議決権	—	4,602	—

② 【自己株式等】

2023年9月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) フローバル株式会社	大阪市西区西本町 1-15-10	26,800	—	26,800	5.50
計	—	26,800	—	26,800	5.50

2 【株価の推移】

【当中間連結会計期間における月別最高・最低株価】

月別	2023年4月	2023年5月	2023年6月	2023年7月	2023年8月	2023年9月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものです。

2. 2023年4月から2023年9月については、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

2023年6月29日の発行者情報公表日後、本中間発行者情報公表日までにおける役員の異動は、次のとおりです。

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
監査役 (非常勤)	常勤監査役	荒田 賢司	2023年7月1日

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	734,628	612,217
受取手形	255,714	225,090
売掛金	665,104	656,833
電子記録債権	386,295	415,822
商品	1,347,917	1,539,521
貯蔵品	14,262	12,225
その他	64,915	31,296
貸倒引当金	△260	△270
流動資産合計	3,468,579	3,492,735
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	16,589	28,637
リース資産（純額）	5,754	4,669
その他（純額）	11,170	15,799
有形固定資産合計	※ 33,515	※ 49,105
無形固定資産		
リース資産	2,576	1,383
その他	93,995	97,883
無形固定資産合計	96,571	99,266
投資その他の資産		
投資有価証券	15,000	20,608
差入保証金	66,500	69,988
繰延税金資産	75,541	83,094
その他	13,270	14,487
貸倒引当金	△113	△198
投資その他の資産合計	170,199	187,982
固定資産合計	300,286	336,354
資産合計	3,768,865	3,829,090

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	199,139	247,439
電子記録債務	351,915	361,041
短期借入金	590,000	410,000
リース債務	7,708	6,523
未払金	119,268	117,451
未払費用	25,687	34,712
未払法人税等	11,014	66,352
未払消費税等	50,247	22,816
契約負債	17,526	23,389
賞与引当金	62,677	80,139
その他	7,865	13,932
流動負債合計	1,443,051	1,383,800
固定負債		
リース債務	9,452	6,792
役員退職慰労引当金	51,219	56,860
退職給付に係る負債	13,970	15,142
資産除去債務	40,360	47,319
その他	11,339	9,595
固定負債合計	126,342	135,710
負債合計	1,569,394	1,519,510
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,000	90,000
資本剰余金	15,340	15,340
利益剰余金	2,111,130	2,210,055
自己株式	△28,531	△28,531
株主資本合計	2,187,939	2,286,864
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,092	7,558
繰延ヘッジ損益	1,994	5,929
為替換算調整勘定	5,446	9,227
その他の包括利益累計額合計	11,532	22,715
純資産合計	2,199,471	2,309,580
負債純資産合計	3,768,865	3,829,090

②【中間連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
売上高	3,122,077	3,228,660
売上原価	2,246,471	2,202,381
売上総利益	875,605	1,026,279
販売費及び一般管理費	※1 805,259	※1 875,915
営業利益	70,346	150,363
営業外収益		
受取利息	98	24
受取配当金	234	281
仕入割引	1,618	1,652
鉄屑処分収入	1,213	129
為替差益	283	5,175
雑収入	3,109	1,556
営業外収益合計	6,557	8,819
営業外費用		
支払利息	532	479
売上割引	3,959	4,327
ファクタリング売却損	605	632
その他	279	212
営業外費用合計	5,377	5,651
経常利益	71,527	153,531
特別利益		
固定資産売却益	—	※2 306
特別利益合計	—	306
特別損失		
固定資産除却損	※3 0	※3 386
特別損失合計	0	386
税金等調整前中間純利益	71,527	153,452
法人税、住民税及び事業税	22,780	65,988
法人税等調整額	4,513	△11,461
法人税等合計	27,293	54,527
中間純利益	44,233	98,924
親会社株主に帰属する中間純利益	44,233	98,924

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純利益	44,233	98,924
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△461	3,466
繰延ヘッジ損益	10,500	3,934
為替換算調整勘定	8,599	3,781
その他の包括利益合計	18,639	11,183
中間包括利益	62,872	110,108
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	62,872	110,108
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	90,000	9,470	2,050,987	△30,661	2,119,796
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する中間純利益	—	—	44,233	—	44,233
自己株式の処分	—	5,870	—	2,130	8,000
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	5,870	44,233	2,130	52,233
当中間期末残高	90,000	15,340	2,095,220	△28,531	2,172,029

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	2,752	—	10	2,762	2,122,558
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する中間純利益	—	—	—	—	44,233
自己株式の処分	—	—	—	—	8,000
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△461	10,500	8,599	18,639	18,639
当中間期変動額合計	△461	10,500	8,599	18,639	70,872
当中間期末残高	2,290	10,500	8,609	21,401	2,193,430

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	90,000	15,340	2,111,130	△28,531	2,187,939
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する中間純利益	—	—	98,924	—	98,924
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	—	98,924	—	98,924
当中間期末残高	90,000	15,340	2,210,055	△28,531	2,286,864

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	4,092	1,994	5,446	11,532	2,199,471
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する中間純利益	—	—	—	—	98,924
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,466	3,934	3,781	11,183	11,183
当中間期変動額合計	3,466	3,934	3,781	11,183	110,108
当中間期末残高	7,558	5,929	9,227	22,715	2,309,580

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	71,527	153,452
減価償却費	11,904	7,869
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	3,266	5,641
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△4,012	17,462
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	72	95
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	1,170	1,172
受取利息及び受取配当金	△333	△305
支払利息	532	479
有形固定資産売却損益 (△は益)	—	△306
有形固定資産除却損	0	386
売上債権の増減額 (△は増加)	△69,741	9,286
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△520,300	△189,565
仕入債務の増減額 (△は減少)	48,814	57,425
未収消費税等の増減額 (△は増加)	32,011	7
未払消費税等の増減額 (△は減少)	—	△27,430
前渡金の増減額 (△は増加)	△13,483	31,875
その他	25,130	26,543
小計	△413,441	94,086
利息及び配当金の受取額	333	303
利息の支払額	△563	△532
法人税等の支払額	△49,855	△10,652
営業活動によるキャッシュ・フロー	△463,526	83,205
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による収入	△757	△833
有形固定資産の取得による支出	△5,548	△14,323
有形固定資産の売却による収入	—	306
無形固定資産の取得による支出	△109,361	△6,761
投資有価証券の取得による支出	△1,881	△311
差入保証金の差入による支出	△2,074	△7,612
差入保証金の回収による収入	6,848	3,356
その他	△209	△209
投資活動によるキャッシュ・フロー	△112,984	△26,387
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	930,000	△180,000
自己株式の処分による収入	8,000	—
リース債務の返済による支出	△4,338	△3,845
財務活動によるキャッシュ・フロー	933,661	△183,845
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,599	3,781
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	365,750	△123,244
現金及び現金同等物の期首残高	520,773	733,151
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 886,524	※ 609,907

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

芙蓉(上海)商貿有限公司

Flobal Korea Co., Ltd.

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は6月30日であります。中間連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の中間財務諸表を使用しております。中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② 棚卸資産

商品

当社及び在外子会社は主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

当社及び在外子会社は主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③ デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～18年

工具、器具及び備品（その他） 5～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

当社は役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職金規程に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は主として確定拠出制度を採用しておりますが、一部確定給付制度も採用しております。確定給付制度では、功労のあった管理職に対して退職時に支給する功労金に備えるため、内規に基づく中間連結会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 卸売販売事業

卸売事業においては、事業者向けに商品の販売を行っており、顧客に商品等を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

② 小売販売事業

小売事業においては、店舗において商品の販売を行っており、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約を行っております。なお、その実行と管理は内部管理規程に基づいており、為替予約は実需の範囲内で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(8) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

営業外収益

前中間連結会計期間において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「為替差益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた3,392千円は、「為替差益」283千円、「雑収入」3,109千円として組み替えております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書)

営業活動によるキャッシュ・フロー

前中間連結会計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「前渡金の増減額」は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた11,647千円は、「前渡金の増減額」△13,483千円、「その他」25,130千円として組み替えております。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額及び 減損損失累計額	186,150千円	190,313千円

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
従業員給料及び手当	276,015千円	288,376千円
賞与引当金繰入額	32,240	80,139
役員退職慰労金引当金繰入額	2,664	3,350
退職給付費用	4,640	4,527
業務委託料	69,630	77,510

(表示方法の変更)

「業務委託料」は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より販売費及び一般管理費のうち主要な費目として表示しております。なお、この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間におきましても主要な費目として表示しております。

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
車両運搬具	一千円	306千円

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
建物附属設備	0千円	386千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	487,080	—	—	487,080
合計	487,080	—	—	487,080
自己株式				
普通株式 (注)	28,800	—	2,000	26,800
合計	28,800	—	2,000	26,800

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少2,000株は、当社従業員持株会への売却によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	487,080	—	—	487,080
合計	487,080	—	—	487,080
自己株式				
普通株式	26,800	—	—	26,800
合計	26,800	—	—	26,800

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
現金及び預金勘定	888,838千円	612,217千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△2,314	△2,310
現金及び現金同等物	886,524	609,907

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

①有形固定資産

工具、器具及び備品であります。

②無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・売掛金・電子記録債権は顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、その他有価証券に区分される株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じてデリバティブ取引(為替予約取引)を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業活動に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、輸入取引に係る為替変動リスクに備えるため、為替予約取引を利用しており、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法については、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(7) 重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりです。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の信用度に基づき販売限度額を定めると同時に、期日管理・残高管理を行っております。取引先の信用状態については1年に一度見直しを行い、販売限度額の更新を行う体制にしております。

デリバティブ取引については取引先相手を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は輸入取引に係る為替変動リスクに対応し、為替予約取引を必要に応じて利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務課が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用するこ

とにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）」、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2023年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	15,000	15,000	—
資産計	15,000	15,000	—
デリバティブ取引(*2)	3,046	3,046	—

(*1)「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

当中間連結会計期間（2023年9月30日）

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	20,608	20,608	—
資産計	20,608	20,608	—
デリバティブ取引(*2)	9,059	9,059	—

(*1)「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で「中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）」に計上している金融商品
前連結会計年度（2023年3月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	15,000	—	—	15,000
デリバティブ取引(*)				
通貨関連	—	3,046	—	3,046
資産計	15,000	3,046	—	18,047

当中間連結会計期間（2023年9月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	20,608	—	—	20,608
デリバティブ取引(*)				
通貨関連	—	9,059	—	9,059
資産計	20,608	9,059	—	29,668

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価で「中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）」に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2023年3月31日）
該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2023年9月30日）
該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、レベル1の時価に分類しております。保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格を時価としております。入手した価格の構成要素として、観察可能な金利、外国為替等をインプットとして用いていることから、レベル2の時価に分類しております。取引種別毎のデリバティブ取引に関する注記事項については、「デリバティブ取引関係」注記をご参照ください。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2023年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	13,517	7,057	6,460
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	13,517	7,057	6,460
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,482	1,690	△208
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	1,482	1,690	△208
合計		15,000	8,748	6,252

当中間連結会計期間 (2023年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	19,732	7,840	11,892
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	19,732	7,840	11,892
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	876	1,219	△343
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	876	1,219	△343
合計		20,608	9,059	11,549

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自2023年4月1日 至2023年9月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度 (2023年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定取引	111,754	21,714	3,046
合計			111,754	21,714	3,046

当中間連結会計期間 (2023年9月30日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定取引	50,142	10,860	9,059
合計			50,142	10,860	9,059

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
期首残高	41,343千円	40,360千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	6,923
時の経過による調整額	55	35
資産除去債務の履行による減少額	△1,038	—
期末残高	40,360	47,319

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

区分	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
卸売販売事業	2,219,254	2,151,494
小売販売事業	785,429	915,329
海外販売事業	117,392	161,836
顧客との契約から生じる収益	3,122,077	3,228,660
その他収益	—	—
外部顧客への売上高	3,122,077	3,228,660

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,187,704	1,307,114
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,307,114	1,297,746
契約負債(期首残高)	12,453	17,526
契約負債(期末残高)	17,526	23,389

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当中間連結会計期間の期首現在の契約負債残高は、当中間連結会計期間の収益として認識されています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一セグメントであるため、該当事項はありません。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

当社グループは、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一セグメントのため、記載を省略しています。

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

当社グループは、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一セグメントのため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1. 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
1株当たり純資産額	4,778.55円	5,017.77円

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり中間純利益	96.37円	214.92円
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	44,233	98,924
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	44,233	98,924
普通株式の期中平均株式数（株）	458,979	460,280

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（2）【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

フローバル株式会社
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市中区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員 公認会計士 杉江 明俊

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフローバル株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、フローバル株式会社及び連結子会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する

注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行情報提出会社）が別途保管しております。